

「上北そば」認定店認定制度実施要領

(目的)

第1 この要領は、十和田市、三沢市及び上北郡の町村で生産されたそば（以下、「上北そば」という。）を扱う飲食店及び小売店等を、「上北そば」認定店（以下、「認定店」という。）として認定し、「上北そば」の知名度向上と生産・消費拡大に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要領における「上北そば」の定義は、次のとおりとする。

- (1) 十和田市、三沢市及び上北郡の町村で生産されたそばであること。
- (2) 品種は、「夏吉」「にじゆたか」「階上早生」「キタワセソバ」であること。

(実施体制)

第3 「上北そば」認定店認定制度は、上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室、上北管内の市町村、農業協同組合、そば生産組織、そば実需者、上北産直ネットワークで構成する「上北そば活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）により実施する。

(認定基準)

第4 認定店は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 十和田市、三沢市及び上北郡の町村において、「上北そば」を扱う飲食店及び小売店等であること。
- (2) 「上北そば」を使用したメニュー、商品等の提供期間は必ずしも通年であることを要しないが、原料のそばはすべて「上北そば」であること。
- (3) そば麺の場合、そば粉の割合が50%以上（小麦粉などのつなぎがそば粉の割合を超えないこと。）であること。
- (4) 認定に関する情報の公開について承諾していること。
- (5) 食品衛生法、食品表示法等の関係法令を遵守していること。

(認定)

第5 認定店の認定を受けようとする店舗の代表者は、「上北そば」認定店認定申請書（様式第1号）により協議会（上北地域県民局地域農林水産部農業普及振興室）に申請するものとする。ただし、店舗を複数有する者にあつては、店舗ごとに申請するものとする。

2 協議会は、第1項の規定による申請書を受理し、第4の基準を満たすと認める場合、「上北そば」認定店として認定を行うものとする。

3 協議会は、前項の認定を行った場合、「上北そば」を使用したメニューを提供する飲食店に対しては「上北そば」提供店認定証（様式第2-1）及び別に定める認定プレートを、「上北そば」を取り扱う小売店等に対しては「上北そば」販売店認定証（様式第2-2）を交付するものとする。

4 認定店の認定期間は、認定した日からその年度の3月31日までとする。ただし、認定内容に変更がなく、かつ辞退の届出がない場合は、自動更新するものとする。

(変更の届出)

第6 認定店の代表者は、申請内容に変更があったときは、速やかに「上北そば」認定店認定変更届出書(様式第3号)を協議会に提出しなければならない。

(認定の辞退)

第7 認定店の代表者は、第4の基準を満たさなくなったとき又は認定の取消を求めるときは、速やかに「上北そば」認定店認定辞退届出書(様式第4号)を協議会に届出するとともに、認定証(飲食店にあっては認定証及び認定プレート)を返還しなければならない。

(認定店の責務)

第8 認定店は、お客様から見える位置に認定証(飲食店は認定証及び認定プレート)を掲示するものとする。

2 認定店は、「上北そば」をお客様にPRするとともに、「上北そば」の知名度向上に係る活動等に協力するものとする。

3 認定店で「上北そば」以外のそばを同時に提供(販売)する場合は、消費者が「上北そば」を選べるように工夫するものとする。

(現地確認)

第9 協議会は、認定店に対し、第4の基準を満たしているかを現地確認することができるものとする。

(認定の取り消し)

第10 協議会は、次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 第9の確認により認定基準を満たしていないと認められた場合

(2) その他、協議会が認定店として適正を欠くと認めた場合

2 前項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに認定証(飲食店にあっては認定証及び認定プレート)を返還しなければならない。

(その他)

第11 その他、この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年8月24日から施行する。

上北そば活用推進協議会長 殿

(申請者)
住 所
氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

「上北そば」認定店認定申請書

「上北そば」認定店の認定を受けたいので、「上北そば」認定店認定制度実施要領第5
第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

区 分 (申請する番号に○)	1	提供店（「上北そば」を使用したメニューを提供する飲食店等）		
	2	販売店（「上北そば」取り扱う小売店等）		
(フリガナ) 店舗名				
店舗所在地 (電話・FAX)	〒 (電話： FAX：)			
営業時間	～	定休日		
ホームページ(任意)				
使用品種	<input type="checkbox"/> 夏吉 <input type="checkbox"/> にじゆたか <input type="checkbox"/> 階上早生 <input type="checkbox"/> キタワセソバ			
「上北そば」を使用したメニュー・商品名		「上北そば」提供期間		
		<input type="checkbox"/> 通年 <input type="checkbox"/> 期間限定 (月 旬頃～ 月 旬頃)		
P R 等（お店の様子やメニュー・商品等の紹介など）				

添付書類 店舗の概要（店舗の外観、売場等）が分かる画像等
「上北そば」の使用が分かる書類の写し※

※申請時点で原材料（商品）が未納の場合は、納品後速やかに書類を提出すること。

「上北そば」提供店
認定証

認定番号 第 号

様

貴店を上北産そばを使用した
メニューを提供する「上北そ
ば」提供店に認定します。

令和 年 月 日



上北そば活用推進協議会

会長 ○○ ○○

「上北そば」販売店
認定証

認定番号 第 号

様

貴店を上北産そばを取り扱う
「上北そば」販売店に認定し
ます。

令和 年 月 日



上北そば活用推進協議会

会長 ○○ ○○

上北そば活用推進協議会長 殿

(申請者)
住 所
氏 名

(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

「上北そば」認定店認定変更届出書

「上北そば」認定店認定制度実施要領第6の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

区 分	1	提供店（「上北そば」を使用したメニューを提供する飲食店等）	
	2	販売店（「上北そば」扱う販売店等）	
認定番号	第 号		
(フリガナ) 店舗名			
変更の内容			
	変 更 前		変 更 後
変更年月日	令和 年 月 日		

添付書類 変更内容が分かる書類等
提供メニュー及び商品等の追加の場合は、それが分かる画像等

上北そば活用推進協議会長 殿

(申請者)
住 所
氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

「上北そば」認定店認定辞退届出書

「上北そば」認定店認定制度実施要領第7の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

区 分	1	提供店（「上北そば」を使用したメニューを提供する飲食店等）
	2	販売店（「上北そば」扱う販売店等）
認定番号	第 号	
(フリガナ) 店舗名		
辞退の理由		

添付書類等 「上北そば」認定店認定証
 「上北そば」提供店にあっては、「上北そば」認定プレート